

## サービス接遇実務技能者資格認定に関する規約 I

1. 秘書サービス接遇教育学会は、技能認定委員会を設置し、会員によるサービス接遇実務技能関連教育の充実、およびサービス接遇実務技能保有者の社会的評価の向上を目的として、サービス接遇実務技能者としての資格認定を行う。
2. 本規約に基づくサービス接遇実務技能者資格認定は、本会会則第3条第3項に基づく事業として行う。
3. 技能認定委員会は、理事で構成する。
4. 資格の名称は「サービス接遇実務士(Certified Person with Good skills of Customer Service)」とする。
5. 資格の認定を受けようとする者については、次に定める(1)の条件に加え、(2)のいずれかの条件が備わっていないなければならない。
  - (1) a. 正会員が所属する学校(団体)、または賛助会員校に在学中の者、または卒業した者。  
b. 正会員、または賛助会員の代表者が面接試験を行い、資格認定について適当と認められた者。
  - (2) ① 文部科学省後援サービス接遇実務検定試験**準1級**に合格しており、次のいずれかの検定試験(別紙)1種類に合格している者。  
② 文部科学省後援サービス接遇実務検定試験**準1級**に合格しており、同サービス接遇実務検定試験1級の一次(筆記)試験に合格している者。  
③ 文部科学省後援サービス接遇実務検定試験**1級**に合格している者。
6. 資格の認定は次の手続きによって行う。
  - a. 資格を認定しようとする者に対しての条件認定は、正会員または賛助会員の代表者が行う。
  - b. 資格証書の発行申請は、正会員または賛助会員の代表者が行う。
  - c. 資格証書の発行申請は、所定の用紙により行う。
7. 資格証書の発行料は次のとおりとする。  
発行料 3,000円
8. 発行申請者に、資格の条件認定手数料(会場費、面接に必要な費用等)を、次の割合で、支払う。
  - ・正会員による申請 発行料の20%
  - ・賛助会員による申請 発行料の50%

### ※資格証書発行料の支払い方法

証書1通につき、発行料3,000円から条件認定手数料を差し引いた金額(正会員による申請では2,400円、賛助会員による申請では1,500円)を、裏面の送金先へご送金ください。

### 改定

1. 平成20年8月20日
2. 平成30年3月19日
3. 平成30年8月22日
4. 令和3年12月14日

以上

## サービス接遇実務技能者資格認定に関する規約 II (対象：正会員のみ)

1. 本規約 I に基づく資格認定の対象を、本規約 I 以外に認めるため、本規約 II を設ける。
2. 本規約 II に基づく資格の名称は、「上級サービス接遇実務士 (Certified Person with Advanced skills of Customer Service)」とする。
3. 本規約 II に基づく資格認定者は次の通りとする。
  - ① サービス接遇実務技能関連教育の教員として、本人の自覚および経歴評価を得るために資格認定を希望する者。
  - ② サービス接遇実務技能者として勤務上、本人の自覚および経歴評価を得るために資格認定を希望する者。
4. 資格認定の条件
  - ① サービス接遇実務技能関連の教育担当者または勤務しているサービス接遇実務技能者で、サービス接遇検定準1級以上に合格し、技能認定委員会で認められた者。
5. 資格認定の申請手続きは次の通りとする。
  - 1) 資格認定希望者は、サービス接遇実務教育に関する経歴書を付して申請書により申請すること。
  - 2) 資格認定証の発行料は 10,000 円とする。

### ※申請方法

- (1) 資格認定希望者は、所定の申請書に記入・捺印し、経歴書および必要書類を添えて申請してください。
- (2) 経歴書の書式は問いませんが、サービス接遇実務関連教育またはサービス接遇実務関連職務の内容が分かるように記入してください。
- (3) 資格認定証発行料の支払い方法  
10,000 円を、認定証到着後 2 週間以内に郵便振替にて下記あてにご送金ください。

### \* 送 金 先 (払込手数料はご負担願います)

(郵便振替の場合)

加入者名 秘書サービス接遇教育学会

口座番号 00180-4-417500

※ 郵便局備え付けの「払込取扱票」をお使いください。

(金融機関からの振込の場合)

ゆうちょ銀行 〇一九店 (セロイチキユウ店)

預金種目 当座 口座番号 0417500

受取人名 ヒシヨサービ スセツク ウキヨウイク  
カ ツカイ

制 定.平成 21 年 8 月 26 日

改定 1.平成 31 年 3 月 15 日

以上